



三重県公報

令和元年6月21日(金)

第 14 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
122	保安林の指定をする予定である旨	(治 山 林 道 課)	2
123	証紙の販売所の新設の承認	(出 納 局)	2
124	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(同)	2
125	三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金の承認	(教 育 委 員 会)	2
公 告			
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	4
	土地改良区の設定認可	(農 地 調 整 課)	5
	土地改良事業の工事の完了	(同)	5
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	5
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(廃 棄 物 監 視 ・ 指 導 課)	6

告 示

三重県告示第 122 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定ですので、同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

令和元年 6 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
四日市市北山町字中ノ山 2111、2111 の 2
- 2 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 123 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から申請のあった販売所の新設について、次のとおり承認しました。

令和元年 6 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	新 設 す る 販 売 所		新設年月日
	名 称	所 在 地	
株式会社百五銀行	高茶屋支店香良洲プラザ出張所	津市香良洲町 1829 番の 31	令和元年 6 月 24 日

三重県告示第 124 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和元年 6 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
株式会社百五銀行	香良洲支店	津市香良洲町 1829 番の 31	津市雲出本郷町 1701 番地の 1（高茶屋支店内）	令和元年 6 月 24 日

三重県告示第 125 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立鈴鹿青少年センター利用料金の承認（平成 26 年三重県告示第 768 号）は、令和元年 7 月 31 日限り廃止します。

令和元年 6 月 21 日

- 1 指定管理者
公益財団法人三重県体育協会
理事長 村木輝行

2 利用料金の額

(1) 宿泊室を利用する場合

区分		単位	金額 (円)	
			通常料金	季節料金
県内に住所を有する者	4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者	1人1日につき	510	310
	高校生及びこれに準ずる者	1人1日につき	920	620
	その他の者	1人1日につき	1,540	1,030
県外に住所を有する者	4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者	1人1日につき	1,030	620
	高校生及びこれに準ずる者	1人1日につき	1,850	1,240
	その他の者	1人1日につき	3,080	2,060

備考

- 1 1日とは、午後1時から翌日の午後1時までの間とする。
- 2 季節料金を適用するのは、11月1日から12月17日まで、1月7日から2月末日までの各期間の日曜日から木曜日までとする（祝日に当たるときは、その前日を除く。）。
- 3 保育所及び幼稚園の園行事の場合、4歳未満の幼児は、区分「4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者」の準ずる者として適用する。
- 4 宿泊で利用する団体の構成員のうち日帰りで利用する者の利用料金は、9時～13時、13時～17時、17時～22時の区分ごとに1人150円（季節料金適用期間は100円）を徴収する。ただし、団体の宿泊者数が利用する宿泊室の合計定員の6割以上となる場合にあっては、日帰りで利用する者の利用料金は徴収しない。

(2) 施設を利用する場合

区分	金額 (円)	
	1時間あたり	前後超過30分あたり
総合研修館	1,850	920
大研修室	1,110	550
オリエンテーション室	730	360
研修室	730	360
文化室	730	360
創作室	730	360

備考

- 1 施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 1時間を超えて利用する場合の超過時間が30分未満のときは、30分とする。前号に定める利用時間を超えて、午前9時以前又は午後10時以降に利用する場合も同様とする。
- 3 宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後1時から宿泊室利用を終了する日の午後1時までの間をいう。以下同じ。）の施設の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

(3) 設備等を利用する場合

設備器具名	単位	金額 (円)
ピアノ	1日1台につき	5,000
七宝焼電気炉	1日1台につき	3,000
電子オルガン	1日1台につき	2,000
ビジュアルプレゼンター	1日1台につき	1,000

スライド映写機	1日1台につき	1,000
トランシーバー	1日1対につき	1,000
プロジェクター	1日1台につき	1,000
テレビ・ビデオセット	1日1セットにつき	1,000
ワイヤレスアンプ	1日1台につき	1,000
オリエンテーリング用具	1日一式につき	1,000
ラジカセ	1日1台につき	1,000
パソコン	1日1台につき	1,000
野外炊飯用具	1日一式につき	500
キャンドルサービス用具	1日1セットにつき	100
天体望遠鏡	1日1台につき	100
各種スポーツ用具	1日1種目1セットにつき	100
総合研修館空調	1時間につき	3,000
調理設備	1日一式につき	1,000

備考

- 1 宿泊室を利用する日の設備等の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。
- 2 調理設備については、半日（使用開始時刻から4時間まで）の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。
- 3 利用料金の承認年月日
令和元年5月29日
- 4 利用料金の適用年月日
令和元年8月1日

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

令和元年6月21日

三重県知事 鈴木英敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
農事組合法人 向平営農組合	いなべ市	いなべ市北勢町向平字谷上 995-1 ほか55筆
佐藤 昌生	いなべ市	いなべ市北勢町東貝野字広面 2794 ほか2筆
株式会社 稲生営農サービス	鈴鹿市	鈴鹿市稲生町柳木沢 5999 ほか22筆
樋口 秀樹	鈴鹿市	鈴鹿市稲生町天下 9 ほか21筆
有限会社 ドリームファームズズカ	鈴鹿市	鈴鹿市柳町壱ノ堰 1501 ほか3筆
株式会社 瑞穂の国川出農園	鈴鹿市	鈴鹿市柳町汲田 1330-3
田中 智之	鈴鹿市	鈴鹿市甲斐町耕田 316
松尾 浩二	亀山市	亀山市下庄町字前田 3843

株式会社 石橋グリーンファーム	津市	津市一志町大仰方士 3070
株式会社 浅井農園	津市	度会郡玉城町原下り藤 3537 ほか 96 筆
有限会社 喜多村アグリ	松阪市	松阪市東黒部町字蛭子 1286-1 ほか 26 筆
島田 和也	松阪市	松阪市美濃田町字川原田 507 ほか 4 筆
株式会社 小林農産	多気郡明和町	度会郡玉城町小社曾根大領地 1806 ほか 8 筆
江尻 潜	度会郡大紀町	度会郡大紀町大内山細野 6619 番ほか 6 筆
富田 高平	伊賀市	伊賀市中友生久保川原 2311
農事組合法人 プロファームいなぐ	伊賀市	伊賀市依那具城田 3435 ほか 2 筆
合同会社 みなみ農園	伊賀市	伊賀市上神戸高賀 5809 ほか 3 筆
有限会社 すぎもと農園	南牟婁郡御浜町	熊野市金山町新大谷 2307 ほか 6 筆
奥田 和弘	南牟婁郡御浜町	熊野市金山町新大谷 2293 ほか 6 筆
株式会社 オレンジアグリ	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町中立奥地 2020
村澤 雅弘	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町神木山田 2716-1 ほか 1 筆

2 農用地利用配分計画の認可日
令和元年 6 月 21 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項の規定により、仁田土地改良区（維持管理事業）の設立を令和元年 6 月 12 日認可しました。

なお、設立認可に不服がある者は、三重県を被告として、設立認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和元年 6 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和元年 6 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業名	地区名	工事完了年月日
県営湛水防除事業	阿児地区	平成 31 年 3 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和元年 6 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和元年 5 月 31 日	員弁郡東員町大字山田字出口 806-1	三重郡朝日町大字縄生 342-1 株式会社高橋地所 代表取締役 高橋 松太郎
令和元年 6 月 3 日	松阪市上川町字新田 3732-29 ほか 1 筆	松阪市大黒田町 511-3 株式会社セゾンホーム 代表取締役 小島 明
令和元年 6 月 6 日	員弁郡東員町大字穴太字壺町坪 1995-7	桑名市多度町下野代 900 株式会社やまぜんホームズ 代表取締役 前野 一馬
令和元年 6 月 7 日	度会郡玉城町野篠字村ノ内 918-1 ほか 3 筆ほか	松阪市五月町 1379-1 株式会社さくら建設 代表取締役 土屋 正樹

令和元年 6月11日	松阪市上川町字長楽 3656-1	松阪市早馬瀬町 91-2 不動産パートナー 代表者 長谷川 陽 一
令和元年 6月11日	亀山市関町会下字西野 1066-10 の一部	亀山市川合町 1217-2 有限会社シラカワ 代表取締役 中 川 賢 一

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和元年6月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県産業廃棄物監視・指導支援システム再構築及び運用保守業務委託 |
| 2 | 担当部局 | 津市広明町 13 番地
三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和元年6月6日 |
| 4 | 落札者 | 愛知県名古屋市熱田区金山町1丁目7番5号
株式会社コスモルート 代表取締役 前田 直己 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 48,000,000 円
契約金額 52,800,000 円 |
| 6 | 決定手続 | 総合評価一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 平成31年4月5日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
